

平成30年8月30日

葉山町議会議長 伊東圭介殿

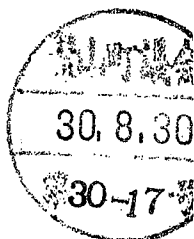
特定開発事業計画対象地域における地下水脈の調査と事業がもたらしうる影響の評価を信頼性のある手法で実施し、それらの結果の情報を公開することの重要性の確認を求める陳情書

葉山町議会は、葉山まちづくり条例で規定される特定開発事業計画の対象地域において、丘陵地や沿岸域など地下水や伏流水の水脈を調査し、事業計画がもたらしうる影響の評価を信頼できる手法で実施し、それらの結果の情報を公開することが重要であることを確認するよう求め陳情します。

葉山町は、二子山山系および三ヶ丘山や峯山など丘陵緑地帯が広く存在し、それらの一部は神奈川県有地である都市公園として維持管理されています。こうした葉山の丘陵地は美しい緑を提供するだけでなく、保水機能を果たす他、樹木からの落葉堆積物から放出される窒素やリンが伏流水や地下水を通じて海岸に流れ、植物プランクトンや魚をはじめとする海洋生物の重要な栄養分となっています。

今年7月の西日本豪雨はこれまで観測史上前例のない集中豪雨となり、甚大なる人的および物的被害をもたらしました。今年、顕著に見られる酷暑や豪雨、落雷などは気候変動や温暖化の影響ともしてきされ、局所的な豪雨の頻度や降水量は今後、益々高まるのではないかと懸念されています。

先月、町内で開催された長者ヶ崎海岸に隣接する地域で計画されている特定開発事業の説明会において、当該地域に接する峯山から長者ヶ崎に広がる一帯の地下水・伏流水の水量やその変動幅、将来予測などについては、調査方法が確立していないため、調査は行えないとの説明がありました。地下水量の調査手法は既に確立されたものがあり、その将来予測についても気象庁や研究機関が示す降水量変動予測などから水量が可能と考えます。また、当該特定開発事業の敷地内で地下水・伏流水を流す透水管の容量についても、十分な根拠がしめされないままに、容量は十分であるとの希望的観測が述べられたのみで、具体的な調査結果や推計に基づく説明はありませんでした。当該地域には、数十



年前には湧水路や湧水池があったとも言われており、過去の類似の大規模建築物建設の際にも地下水・伏流水路の変更によりもたらされた土壌侵食やそれによる近隣家屋の損壊や傾斜、浸水といった被害が生じたとも言われています。

特定開発事業に伴う地下水・伏流水脈の水量や変動幅などを調査し、透水管による対応が十分であるのかの検証は、憶測ではなく、一定の信頼しうる手法により調査し、評価することが安全、安心、快適な暮らしを保障するに大変重要です。

葉山町まちづくり条例施行規則第 27 条 (10)イにおいて、事業者は事前に調査し、防災対策の計画を講じ、損害を与えた場合には賠償等を行うと規定しています。また同条 (2) ウにおいて、排水放流については用水水利用関係者と協議しなければならないと規定しています。

上記のような観点から、葉山町議会は、葉山まちづくり条例で規定される特定開発事業計画の対象地域において、丘陵地や沿岸域など地下水や伏流水の水脈を調査し、事業計画がもたらしうる影響の評価を信頼できる手法で実施し、それらの結果の情報を公開することが重要であることを確認するよう求め陳情します。

陳情者

